資料２－２

青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー配置事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、令和８年４月１日に青森県と青森県立中央病院との間で締結した青森県小児在宅支援センター運営事業委託契約に基づき、青森県小児在宅支援センター（以下「センター」という。）が実施する青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー配置事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（本事業の目的）

第２条　本事業は、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、市町村、関係機関及び医療的ケア児等コーディネーター（以下「市町村等」という。）に助言等を行う「青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）を県内の各圏域に配置し、各圏域における医療的ケア児等に係る相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

（本事業の実施地域）

第３条　本事業の実施地域は、県内の全圏域（青森圏域、八戸圏域、津軽圏域、西北五圏域、上十三圏域、下北圏域）とする。

（アドバイザーの業務）

第４条　アドバイザーは、医療的ケア児等に係る次の業務を行う。

（１）相談支援事業者等（医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者等）の技術の向上に向けた支援及び助言

（２）相談支援事業者等を対象とした勉強会等の企画

（３）その他、センターと協力して行う各圏域における医療的ケア児等に係る支援体制の整備促進に向けた企画・調整

（アドバイザーの委嘱等）

第５条　アドバイザーは、次の全ての要件を満たす者又はこれに準ずると認められる者の中から、センターの長（以下「センター長」という。）が委嘱する。

（１）医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者

（２）医療的ケア児等に関するケースを複数持ち、医療的ケア児等コーディネーターとして活動している者又は活動した実績のある者

（３）０歳から２歳までの医療的ケア児の相談に対応した経験のある者

（４）相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーター等に対する相談支援を行うことができる者

（５）今後も医療的ケア児等コーディネーターとして活動が可能な者

２　アドバイザーの任期は、委嘱の日からその日の属する事業年度の末日までとする。ただし、当該事業年度の３月１日までにセンター長から任期を更新しない旨の通知がない場合は、翌事業年度の末日まで任期が更新されるものとする。

３　センター長は、アドバイザーを解嘱する場合は、次項に定める場合を除き解嘱する日の３０日

前までに、書面でその旨を通知するものとする。
4　アドバイザーは、解嘱を希望する場合は、解嘱を希望する日の３０日前までに、センター長に書面でその旨を通知するものとする。

（アドバイザーの留意事項）
第６条　アドバイザーは、センター、市町村、保健所、障害福祉サービス事業所、保育所、医療機関及び教育機関等と連携を密にし、中立性や公平性を十分確保した上で、その業務を円滑かつ効果的に実施するよう努めなければならない。
2　アドバイザーは、その業務の実施に当たり、医療的ケア児等及びその家族等のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

（アドバイザーの業務の実施方法）
第７条　第４条第１号から第４号までの業務の実施方法については、次のとおりとする。
（１）アドバイザーへの相談を希望する市町村等は、当該市町村が属する圏域のアドバイザーに連絡し、支援内容について共有した上で、相談日程を調整し、「青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー相談申込書（様式１）」をセンター長に提出する。
　ただし、圏域アドバイザーの連絡先が不明な場合は、センターに連絡する。
（２）アドバイザーは、相談対応の終了後速やかに、「青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー相談対応報告書（様式２）」をセンター長に提出する。
2　第４条第５号の業務の実施方法については、次のとおりとする。
（１）センター長は、アドバイザーに対して相談支援事業者等を対象とした勉強会の企画を依頼する。
（２）アドバイザーは、勉強会の企画終了後速やかに、「青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー勉強会企画報告書（様式３）」をセンター長に提出する。

（アドバイザー連絡協議会の開催）
第８条　センター長は、必要に応じ、アドバイザー連絡協議会を開催する。

（アドバイザーの謝金等）
第９条　アドバイザーの謝金及び旅費については、青森県病院局がその規程に基づき支払う。
2　アドバイザーの謝金については、１時間当たり２，７００円とする。

附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。
この要綱は、令和８年９月１日から施行する。